

令和8年度 第2回 桜井市地域公共交通活性化再生協議会

会議要旨

1. 開催概要

日 時 2026年（令和8年）6月25日（木） 9:30 ～

場 所 桜井市 本庁舎3階 災害対策本部室

出席者 委員13名、事務局4名

※委員総数15名中13名が出席し、規約第8条第2項に基づき会議が成立。

2. 議題

議題1 令和7年度事業報告等について

議題2 多武峰地区デマンド型乗合タクシーの本格運行（案）について

議題3 桜井市地域公共交通実態調査等検討業務（案）について

議題4 地域内フィーダー系統確保維持事業 計画認定申請（案）について

3. 資料

出席者名簿

次第

資料1 令和7年度事業報告

資料2 令和7年度収支決算報告

資料3 多武峰地域デマンド型乗合タクシー本格運行（案）

資料4 桜井市地域公共交通実態調査等検討業務（案）

資料5 令和8年度桜井市地域公共交通計画別紙（案）

4. 協議内容

【議題1 令和7年度事業報告等について】

審議結果 異議なしで承認

【議題2 多武峰地区デマンド型乗合タクシーの本格運行（案）について】

一般社団法人 奈良県タクシー協会：利用者層、乗り合い率の状況はどうか。また、免許返納者等への割引は検討しているのか。

事務局：利用は固定された高齢者が中心である。現状、乗り合い率は1名利用が多いが、地域で時間を合わせる等の工夫を依頼中しているところである。料金は大人400円で、現在のところ追加割引は検討していない。

審議結果 異議なしで承認

【議題3 桜井市地域公共交通実態調査等検討業務（案）について】

会長：県の補助金が減額とあるが、確保が厳しいものなのか。

奈良県県土マネジメント部（リニア・地域交通課）：予定より補助金の申請が多く、心苦しいが、減額という対応となった。このことにより、業務内容（仕様）等への影響や見直しはあるのか。

事務局：現行の計画の見直しという視点から、それぞれ交通網の改善を検討する中で、路線バスカルテの内容を含めることも検討したが、予算の都合上今回は厳しいと思われる。プロポーザル提案を基に、より効率的な調査手法を業者と調整する。

審議結果 異議なしで承認

【議題4 地域内フィーダー系統確保維持事業計画認定申請（案）について】

一般社団法人 奈良県タクシー協会：なぜ上之郷地区のみが補助対象で、他のデマンド運行地区は対象外なのか。また、次期計画での再編予定はあるのか。

事務局：上之郷地域は過去に路線バスが走っていたが現在は廃止され、その代替交通としてデマンド型乗合タクシーを導入した（交通空白地帯の解消）。また、次期計画での再編について、公共交通全体を見直すことを大前提としている。経費等も踏まえたうえで考えていく必要がある。

審議結果 異議なしで承認

5. その他

- ・市制施行 70 周年、世界遺産登録、大河ドラマ放映などの好機を捉え、公共交通の利便性を高め、経済波及効果を最大化したい。
- ・引き続き、産官民が一致団結して公共交通の維持・活性化に取り組むことを確認。

令和8年度 第2回 桜井市地域公共交通活性化再生協議会

日時: 令和8年6月25日(木) 09:30～

場所: 桜井市 本庁舎3階 災害対策本部室

団 体	職 ・ 氏 名		備考
桜井市	副市長	前野 孝久	
近畿運輸局奈良運輸支局	運輸企画 専門官	濱田 要	代理
奈良県中和土木事務所	所長	川口 滑也	
奈良県桜井警察署	交通課 課長	松田 充弘	代理
奈良県県土マネジメント部 (リニア・地域交通課)	課長補佐	岡方 良一	代理
桜井市自治連合会	会長	河合 淳好	欠席
社会福祉法人桜井市社会福祉協議会	会長	福井 達郎	
桜井市老人クラブ連合会	会長	野口 敏雄	
奈良県交通運輸産業労働組合協議会	幹事代理	棚田 允也	代理
公益社団法人 奈良県バス協会	専務理事	岩崎 靖彦	
一般社団法人 奈良県タクシー協会	専務理事	葛城 滝男	
奈良交通株式会社	乗合事業部 次長	細川 孝一	代理
一般社団法人 奈良県タクシー協会桜井部会	部会長	辻 雅行	欠席
近畿日本鉄道株式会社	大和八木駅 副駅長	守田 剛	代理
西日本旅客鉄道株式会社	近畿統括本部 阪奈支社 地域共生室 係長	飯田 慎也	代理

令和7年度事業報告

○桜井市地域公共交通活性化再生協議会の開催

第1回 令和7年6月19日(木)

- (1) 第1号議案 令和6年度事業報告について
- (2) 第2号議案 地域公共交通維持・確保に向けた調査検討事業について
- (3) 第3号議案 桜井飛鳥線の実証運行(案)について
- (4) 第4号議案 令和7年度予算(案)について
- (5) 第5号議案 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業について

第2回 令和7年8月8日(金) 【書面開催】

- (1) 第1号議案 多武峰地域デマンド型乗合タクシーの運行について

第3回 令和8年1月19日(月) 【書面開催】

- (1) 第1号議案 令和7年度地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)の事業評価(自己評価)について

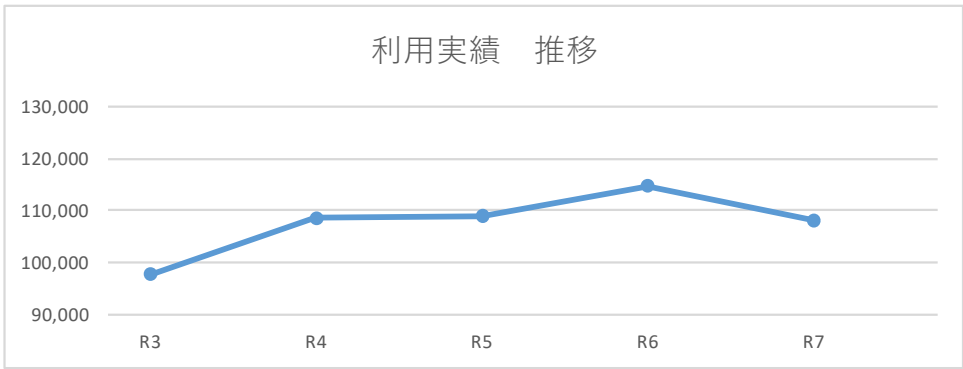
桜井市地域公共交通計画 目標ごとの成果指標

目標	指標		単位	R6	R7	R9 目標値
1.日常生活の移動がしやすい公共交通	コミュニティバス利用者数(1年あたりの総数)		千人	115	108	100
	デマンド型乗合タクシー利用者数(1年あたりの総数)		人	2,249	2,054	1,843
	路線バス利用者数(1年あたりの総数)		千人	90	89	76
	JR 鉄道駅乗車人員(1年あたりの総数)		千人	1,125	1,131	896
	近鉄鉄道駅乗車人員(1年あたりの総数)		千人	3,516	3,546	3,254
	コミュニティバスへの公的資金投入額(利用者1人あたり)		円/人	580	655	731
	コミュニティバスの収支率		%	29.7	28.1	22.0
	デマンド型乗合タクシーへの公的資金投入額(利用者1人あたり)		円/人	2,563	2,847	2,157
	デマンド型乗合タクシーの収支率		%	14.3	13.1	17.9
2.誰もが快適に利用できる公共交通	高齢者の運転免許証自主返納者数(1年あたりの総数)		人	166	143	108
	神社仏閣最寄りバス停の乗降者数(1日あたりの平均)		人	72	66.1	42
3.まちの賑わいを創出する公共交通	主要施設最寄りバス停の乗降者数(1日あたりの平均)	商業施設	人	44.9	45.3	29
		病院	人	7.1	10.6	8.0
	市街地で公共交通の情報提供を実施している施設数		施設	5	5	5
4.市民が親しみを覚える公共交通	バスの乗り方教室等モビリティ・マネジメントの実施回数		回/年	1	1	1
	市民1人が1年間にコミュニティバスを利用する回数		回/年	2.1	2.0	2.0

コミュニティバス利用実績

利用実績(路線別) (単位:人)

	R3	R4	R5	R6	R7
初瀬・朝倉台線	40,095	45,301	45,633	47,117	40,134
南循環線	9,989	12,437	12,239	14,160	13,446
西北部循環線	9,803	9,793	9,753	11,228	13,399
多武峯線	37,770	41,042	41,284	42,192	41,125
合計	97,657	108,573	108,909	114,697	108,104



利用実績(月別) (単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R6	10,192	9,691	9,014	8,110	7,777	8,806	9,908	13,363	11,092	9,025	8,103	9,616
R7	10,263	9,137	8,831	8,081	7,615	7,977	9,367	12,796	9,671	7,551	7,884	8,931

運行経費・収入

	R3	R4	R5	R6	R7
運行経費(単位:円)	91,440,700	89,891,800	90,565,100	94,712,100	98,463,100
運行収入(単位:円)	20,093,747	23,159,515	23,527,298	28,133,663	27,674,113
収支率	21.97%	25.76%	25.98%	29.70%	28.11%

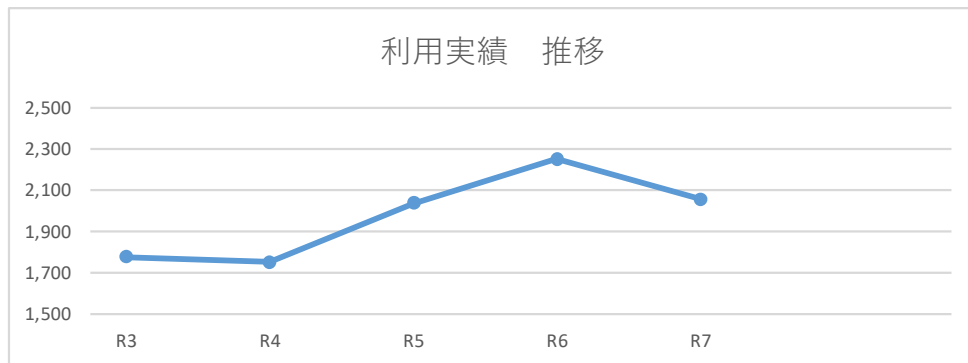
公費負担額

	R3	R4	R5	R6	R7
利用者数(単位:人)	97,657	108,573	108,909	114,697	108,104
収支差額(単位:円)	71,346,953	66,732,285	67,037,802	66,578,437	70,788,987
公費負担額 (利用者1人あたり)	731円/人	615円/人	616円/人	580円/人	655円/人

デマンド型乗合タクシー利用実績

利用実績(地域別) (単位:人)

	R3	R4	R5	R6	R7
上之郷地域	1,696	1,636	1,821	1,825	1,607
高家地区	74	71	38	44	47
穴師・江包地区	3	42	93	83	79
多武峰地域			85	297	321
合計	1,773	1,749	2,037	2,249	2,054



利用実績(月別) (単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R6	195	191	196	207	189	188	176	201	169	165	179	193
R7	184	157	169	177	161	170	181	143	198	151	142	221

運行経費・収入

	R3	R4	R5	R6	R7
運行経費(単位:円)	4,656,790	4,785,000	5,403,300	6,727,800	6,732,400
運行収入(単位:円)	833,000	811,300	924,400	963,100	884,000
収支率	17.89%	16.96%	17.11%	14.32%	13.13%

公費負担額

	R3	R4	R5	R6	R7
利用者数(単位:人)	1,773	1,749	2,037	2,249	2,054
収支差額(単位:円)	3,823,790	3,973,700	4,478,900	5,764,700	5,848,400
公費負担額 (利用者1人あたり)	2157円/人	2272円/人	2199円/人	2563円/人	2847円/人

令和7年度収支決算報告について

(歳 入)

(単位：円)

科 目			予 算 額 a	収入済額 b	差引増減 c(a-b)	摘 要
款	項	目				
2 補助金	1 補助金	1 補助金	4,700,000	4,700,000	0	令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
合 計			4,700,000	4,700,000	0	

(歳 出)

科 目			予 算 額 a	支出済額	差引増減 c(a-b)	摘 要
款	項	目				
2 事業費	1 事業費	1 事業費	4,347,000	4,347,000	0	令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (コミュニティバス運行補助金、振込手数料を含む)
2 事業費	1 事業費	1 事業費	353,000	353,000	0	令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (デマンド型乗合タクシー運行補助金振込手数料を含む)
合 計			4,700,000	4,700,000	0	

令和7年度の決算につき帳簿及び証拠書類と対照調査の結果、いずれも適正に執行され、上記のとおり決算には誤りはないものと認める。

令和 8 年 5 月 8 日

監査員

福中達郎 

監査員

野口敏雄 

多武峰地域デマンド型乗合タクシー本格運行（案）

本事業の検討にあたっては、当初、既存のコミュニティバスとデマンド型乗合タクシーのいずれか一方に集約することを検討の軸としてまいりました。

しかしながら、令和5年10月から開始した実証運行を通じて、併用による運行状況の検証を行った結果、多武峰地域においては、両方の交通手段を維持することが不可欠であるとの結論に至りました。

既存のコミュニティバス多武峰線については、地域住民の移動手段のみならず、桜井南小学校に通学する児童の登下校を支えるスクールバスとしての極めて重要な役割を担っております。これに加えて、談山神社等への観光客を運ぶ「観光路線」としても重要な役割を果たしており、児童の通学手段の確保および観光振興の観点から、路線の廃止や大幅な縮小は困難であると考えられます。

当該地域は高齢化率が極めて高く、かつ急峻な地形や狭隘な道路が多いという特殊な環境にあり、これまでの実証運行の結果、既存のバス停までの徒歩移動が困難な住民にとって、自宅付近から乗降可能なデマンド型乗合タクシーは、生活を支えるうえで重要な移動手段であることが確認されました。

さらに、交通空白地域を含む7か大字を併せて一体的に運行することで車両の稼働効率を高め、乗合率の向上を図ることによって、1人あたりの運行経費および市の財政負担を軽減することができると考えております。

以上の点から、地域住民からの継続的な運行要望を尊重し、本事業の重要性和妥当性が認められるため、下記のとおり、令和8年10月1日より本格運行へ移行します。

運行の内容

多武峰地域デマンド型乗合タクシーの運行

- ・ 対 象 者 対象地域（多武峰上7ヶ大字）にお住まいで利用登録をしている人
- ・ 運 行 日 毎週月曜日～金曜日（土日祝、振替休日と12/29～1/3は運休）
- ・ 時 間 行き 8:00、10:00 帰り 12:00、14:00、16:00
- ・ 乗 降 （月、水～金）
利用者宅 ～ 済生会中和病院・イオン桜井店・桜井市役所・
トライアル・スーパーセンターオークワ・桜井駅北口
（火）
利用者宅 ～ 小阪医院・森本整形外科・桜井駅南口・
ヤマト桜井南店・済生会中和病院
- ・ 料 金 大人 400 円
※1 歳以上小学生以下・身体障害者手帳所持者本人 200 円
乳児（1 歳未満） 無料
- ・ 運行開始 令和8年10月1日から（本格運行に移行）

桜井市地域公共交通実態調査等検討業務（案）

（１）委託業務名

桜井市地域公共交通実態調査等検討業務

（２）業務の目的

本業務は、第 6 次桜井市総合計画における基本目標の実現に向け、将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワークを構築することを目的とする。

現在、本市における公共交通の利用実態や地域の移動ニーズを客観的に把握・分析することで、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通計画」の策定に資する基礎資料を作成するものである。

この事業の実施にあたり、民間事業者の有する高度な専門知識や技術を活用し、事業内容の品質の向上を図るため、受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定する。

（３）委託上限金額

3, 6 1 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額含む）

（４）業務の内容

地域公共交通計画策定を前提とした市内公共交通の利用実態及び利用者ニーズを把握するためのアンケート等による調査検討業務

（ア）基礎情報の整理及び分析と課題の抽出

※現行計画（令和 9 年度まで）の評価

（イ）上位・関連計画の整理

（ウ）アンケート調査の実施とその目的

※調査方法と回収数を増やす工夫を含む

・住民アンケート

・路線バス・コミュニティバス利用者

・デマンド型乗合タクシー利用者 等

（エ）集計・分析（中間報告を含む）

（オ）将来の公共交通網のあり方（再編案）の検討・まとめ

（カ）上記（ア）～（オ）を踏まえた次期計画策定に向けた提案等

（５）委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

資料5

令和 8 年 月 日

（名称）桜井市地域公共交通活性化再生協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

桜井市においては、基幹路線（鉄道・路線バス）との結節点である桜井駅を中心として、市域内に広範にコミュニティバス 4 路線（初瀬・朝倉台線、南循環線、西北部循環線、多武峯線）、乗合タクシーによる公共交通機関網が広がっている。

これらの公共交通については、コミュニティバス等が支線の役割を果たすことで、基幹路線を通じた当市民の通院・通学等の日常生活に寄与しており、車を運転できない高齢者や学生等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

また、コミュニティバス等については、山間部と中心市街地をつなぐものとして、公共交通空白地域における生活交通のための手段として利用されている。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

このため、地域公共交通確保維持事業により、コミュニティバス 4 路線及びデマンド型乗合タクシーを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

コミュニティバスの利用者数（1 年間の総数）	108 千人
コミュニティバスの公的資金投入額（利用者 1 人あたり）	655 円/人
コミュニティバスの収支率	28.1%
デマンド型乗合タクシー（上之郷地域）利用者数（1 年間の総数）	1,607 人
デマンド型乗合タクシー（上之郷地域）の公的資金投入額（利用者 1 人あたり）	2,528 円/人
デマンド型乗合タクシー（上之郷地域）の収支率	15.1%
市街地で公共交通の情報提供を実施している施設数	5 施設
バスの乗り方教室等モビリティ・マネジメントの実施回数 （桜井市地域公共交通計画 P.40 参照）	1 回/年

（2）事業の効果

コミュニティバス、デマンド型乗合タクシーの運行を維持確保することにより、沿線地域の交通弱者（高齢者等）の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

また、地域住民の利用について継続的に検証し、地域のニーズ等を加味しながら、運行事業計画の見直しについて協議会で検討協議を重ねることで、地域に合った交通システムが構築される。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・市広報紙、ホームページを活用したコミュニティバス等に関する情報発信（桜井市） ・デマンド型乗合タクシーの利用案内の対象地域での配布（桜井市） ・コミュニティバス等の沿線施設での時刻表の配布（桜井市） ・各種イベント時での公共交通の情報提供（交通事業者、桜井市） ・バスの乗り方教室等モビリティ・マネジメントの開催（交通事業者、桜井市）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るコミュニティバス路線及びデマンド型乗合タクシーについて、その運行に係る費用総額約 1 億円のうち、桜井市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーの利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング、評価を実施
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要
<u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
<u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
<u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

【令和 7 年度】

- ・ 令和 7 年 6 月 19 日 地域公共交通の確保維持に向けた事業および、それに係る予算案について合意
桜井飛鳥線実証運行について協議・合意
- ・ 令和 7 年 8 月 8 日 多武峰地域デマンド型乗合タクシーの実証運行について合意
- ・ 令和 8 年 1 月 19 日 地域公共交通確保維持事業の事業評価について協議・合意

【令和 8 年度】

- ・ 令和 8 年 4 月 28 日 地域公共交通の確保維持に向けた事業および、それに係る予算案について合意
- ・ 令和 8 年 6 月 25 日 多武峰地域デマンド型乗合タクシー本格運行について協議・合意
桜井市地域公共交通実態調査等検討業務について協議・合意
地域公共交通計画認定申請について協議・合意

19. 利用者等の意見の反映状況

利用者代表として「桜井市自治連合会長」、「桜井市社会福祉協議会長」、「桜井市老人クラブ連合会長」より各々 1 名参加いただき、その意見を事業に反映している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）奈良県桜井市大字栗殿 432-1

（所 属）桜井市役所 市長公室 行政経営課

（氏 名）柳原 瑠香

（電 話）0744-42-9111（内線 1262）

（e-mail）gyoseikeiei@city.sakurai.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

都道府県名		市区町村名		協議会名																		年度	
奈良県		桜井市		桜井市地域公共交通活性化再生協議会																		令和 9 年度	
申請番号	市区町村名	運送予定者名	主たる業態	(申請番号) 運行系統名等	運行系統			往	復	計画運行 日数	計画運行回 数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表 7・別表 9・別表 1 0）									
					起点	経由地	終点							運行態様の別	補助開始年度	基準ハで該当する要件（別表 7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表 7 のみ）					
1	桜井市	奈良交通（株）	市町村（バス事業者）に運行委託「コミュニティバスなど」	(1) SA多武峯線	桜井駅南口	多武峯	談山神社	8.1km	6.1km	365.0日	3,965.5回			路線型		① 幹線接続	桜井駅南口バス停で天理桜井線と接続（近接）	③ 前年度から引き続き運行					
2	桜井市	奈良交通（株）	市町村（バス事業者）に運行委託「コミュニティバスなど」	(2) SD初瀬・朝倉台線A	桜井駅北口	大和朝倉駅	吉隠柳口	12.2km	12.0km	365.0日	1,277.5回			路線型		① 幹線接続	桜井駅北口バス停で天理桜井線と接続（近接）	③ 前年度から引き続き運行					
3	桜井市	奈良交通（株）	市町村（バス事業者）に運行委託「コミュニティバスなど」	(3) SD初瀬・朝倉台線B	桜井駅北口	とれとれ・オークワ前	吉隠柳口	9.0km	8.8km	365.0日	862.5回			路線型		① 幹線接続	桜井駅北口バス停で天理桜井線と接続（近接）	③ 前年度から引き続き運行					
4	桜井市	奈良交通（株）	市町村（バス事業者）に運行委託「コミュニティバスなど」	(4) SD初瀬・朝倉台線C	桜井駅北口	大和朝倉駅	与喜浦	10.0km	10.0km	365.0日	365.0回			路線型		① 幹線接続	桜井駅北口バス停で天理桜井線と接続（近接）	③ 前年度から引き続き運行					
5	桜井市	奈良交通（株）	市町村（バス事業者）に運行委託「コミュニティバスなど」	(5) SD初瀬・朝倉台線D	桜井駅北口	とれとれ・オークワ前	与喜浦	6.8km	6.8km	365.0日	547.5回			路線型		① 幹線接続	桜井駅北口バス停で天理桜井線と接続（近接）	③ 前年度から引き続き運行					
6	桜井市	奈良交通（株）	市町村（バス事業者）に運行委託「コミュニティバスなど」	(6) SB南循環線	桜井駅北口	安倍文殊院	桜井駅北口	循環	10.6km	362.0日	2,172.0回			路線型		① 幹線接続	桜井駅北口バス停で天理桜井線と接続（近接）	③ 前年度から引き続き運行					
7	桜井市	奈良交通（株）	市町村（バス事業者）に運行委託「コミュニティバスなど」	(7) SC西北部循環線	桜井駅北口	山の辺病院	桜井駅北口	循環	16.2km	362.0日	1,328.0回			路線型		① 幹線接続	桜井駅北口バス停で天理桜井線と接続（近接）	③ 前年度から引き続き運行					
8	桜井市	日の丸交通（株）	市町村（タクシー事業者）に運行委託「乗合タクシーなど」	(8) 上之郷地域デマンド型乗合タクシー		上之郷地域				293.0日	879.0回			区域型		① 幹線接続	桜井駅で天理桜井線と接続（近接）	③ 前年度から引き続き運行					
9																							
10																							
11																							

年度
令和 9 年度

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
奈良県	桜井市	桜井市地域公共交通活性化再生協議会	令和 9 年度

	人 口
人口集中地区以外（人）	30,000 人
交通不便地域等（人）	人

交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度